

旭川市子ども読書活動推進計画



平成 17 年 9 月
旭川市教育委員会

目 次

第1章 はじめに

1	子ども読書活動推進計画策定にあたって	・・・	4
2	計画の目的	・・・	4
3	計画の目標	・・・	5
4	計画の期間	・・・	5

第2章 読書活動推進のための具体的取組

1	図書館における読書活動の推進	・・・	6
2	家庭・地域における読書活動の推進	・・・	7
3	幼稚園・保育園等における読書活動の推進	・・・	9
4	学校における読書活動の推進	・・・	10

第3章 関係機関との連携，協力

1	図書館における関係機関との連携，協力	・・・	12
2	幼稚園，保育園における関係機関との連携，協力	・・・	13
3	学校における関係機関との連携，協力	・・・	13

第4章 計画の効果的推進にむけて

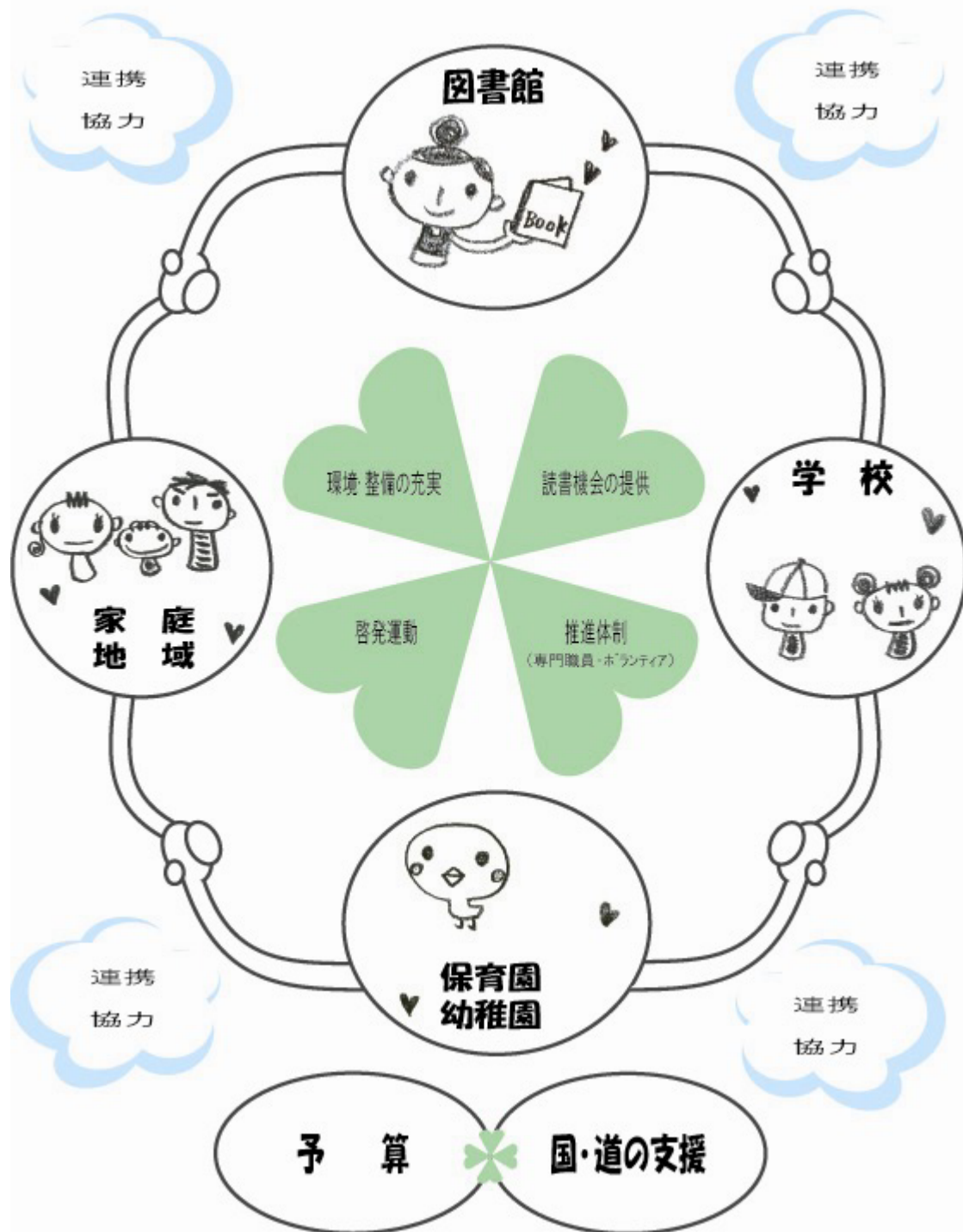
1	啓発・広報事業の展開	・・・	14
2	読書に関わる関係職員の資質の向上	・・・	14
3	読書活動推進体制の整備	・・・	15
4	財政上の措置	・・・	15

第5章 旭川市子ども読書活動推進計画取組体系図 ・・・ 16～20

用語解説 ・・・ 21～24

資料編	子どもの読書活動の推進に関する法律	・・・	26～28
	旭川市内読書活動団体リスト	・・・	29

計画のイメージ



第1章 はじめに

1 子ども読書活動推進計画策定に当たって

今日、子どもたちを取り巻く社会環境は、テレビ、ビデオ、インターネット、携帯電話など情報メディアの発達、普及や、少子高齢化と核家族化の進展にともなう生活スタイルや価値観の多様化により大きく変わっています。また、増加する児童虐待、いじめ、犯罪の低年齢化などが深刻な社会問題となっています。これらのことは、子どもの成長に大きな影響を及ぼすものであり、こうした状況の中で子どもたちは、自ら考え主体的に生きていくことを求められています。

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。」と子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念に謳われ、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要なことと位置づけられています。

身体的な遊びが肉体的な成長と社会性を養うために必要であるのと同じように、読書は子どもの精神・こころの成長にとって必要な遊びのひとつです。読書に親しみ、物語の世界で遊ぶなかで、様々な間接体験により人間らしい喜びや悲しみ、怒り、恐れなどを感得していきます。

親が絵本を読んであげることで、あかちゃんの時から絵本を楽しむことができます。子どもに絵本を読んであげることは、子どもへの愛情表現のひとつです。子どもは絵本を読んでもらうことを通して、愛情を全身で感じるのです。そこには親子で絵本の世界を共感する時間が流れ、大きな喜びを共有することができます。

私たちは、一人が一つの人生しか生きることができませんが、読書により様々な人生を体験し生きることができます。たくさん本から多くのいのちと心を得ることによって、豊かで魅力的な人間性を創りあげていきます。読書を楽しむ中で、想像力・思考力を働かせ、広い視野に立った価値観を形成し、自己を客観視できるようになります。人生で直面する様々な困難を解決するために必要な力が養われるのです。

子どもの読書活動は、子どもが自ら考え、判断し、表現する資質や能力を育み、心豊かに人生をおくる上で欠くことの出来ない大切な活動です。

2 計画の目的

すべての子どもが読書に親しみ、喜びを感じることができるように、「いつでも、どこでも読書ができる環境」を整え、子どもの主体的な読書活動を支えるための条件整備が求められています。

平成11年8月、国会の衆参両院は、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする決議をしました。また、平成13年12月12日には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、その中で、国と地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定・公表する事

を定めました。

そして、平成14年国はこの法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、道は平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

「旭川市子ども読書活動推進計画」は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるように、またすべての子どもが本との幸福な出会いを体験し、健やかに成長し、人生をより豊かなものにする、そのための環境や条件を整えることを目的に策定したものです。

3 計画の目標

(1) 読書活動の環境整備・充実

すべての子どもたちがあらゆる機会、あらゆる場所において読書活動ができるように、本を読む喜びを味わえる環境の整備を図ります。

(2) 読書に親しむための機会の提供

子どもたちが積極的に読書活動を行う意欲を高め、生涯にわたって自ら進んで読書を行う習慣を身につけることができるよう、成長段階に応じて読書に親しむ機会の提供を図ります。

(3) 読書活動についての啓発活動と推進体制の整備

子どもたち自身が本のおもしろさを発見し、魅力ある本に出会うことができるように啓発活動をすすめるとともに、子どもの読書活動に取り組むあらゆる組織、団体が果たすべき役割、体制を整えます。

4 計画の期間

平成17（2005）年度から平成21（2009）年度までの5年間とします。

第2章 読書活動推進のための具体的取り組み

1 図書館における読書活動の推進

〔現状〕 図書館は、司書が子どもの求める本を適切に提供することによって、日々子どもの読書活動を支援する施設です。子どもの行動範囲はあまり広くないため、子どもが気軽に図書館を利用するには、歩いて行くことが出来る場所に図書館施設が必要です。

現在、旭川市図書館は中央図書館と3つの地区図書館、10分室、自動車文庫2台、2か所の地域図書コーナーによる図書館システムが形成されていますが、市民ニーズに対応するには更なる整備が必要です。

図書資料購入費については、財政状況が厳しい中であっても子どもに魅力ある本を提供することが求められており、今後ともその整備・充実に努めます。

図書館における児童サービスとしては、絵本の読み聞かせなどを行う「おたのしみ会」、夏・冬休みの「映画会」、新しく購入した図書のリストや利用案内を盛り込んだお便りの配布など、子どもたちが図書館や読書に興味・関心を持ってもらえるよう取り組みを進めてきました。保護者に対しては、保健所の乳幼児健康相談等の会場での利用案内や絵本リストの配布、公民館で読み聞かせ講座を行うなど、0歳からの読書の大切さを理解してもらえるよう働きかけています。

総合的な学習の時間の導入により、児童・生徒が図書館を利用する機会が増えていることから、情報を提供する図書資料の充実や、求める図書資料を的確に手渡すことができ、また子どもの読書活動を専門的に永続的に展開するためには職員の養成等が必要と考えます。

〔充実に向けての取り組み〕

（1）子どもが身近に図書館を利用できる環境作り

- ・子どもが徒歩で利用できる圏内に図書館施設の整備を進めます。
- ・団体貸出制度の利用を拡充し、地域における読書環境の整備を支援します。
- ・祝日開館の拡大を進めるなど利便性を高めるよう努めます。

（2）図書資料の充実

- ・調べ学習・総合的な学習の時間に対応できる図書資料や郷土資料の充実に努めます。
- ・読書離れが著しい中高校生を対象としたヤングアダルト図書の充実に努めます。
- ・0歳から楽しめる絵本の充実に努めます。

- ・子どもの興味・関心や知りたい欲求に応えられる十分な図書資料を購入できる資料費の確保に努めます。

（３）児童サービスの充実

- ・絵本の読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング等子どもと本を結ぶ行事を開催します。
- ・中高生を対象に、読書の喜びに触れる機会を提供します。
- ・子どもの読書週間に、読書推進行事を開催します。
- ・ホームページに子ども向けのコーナーを開設し、行事案内や図書資料の紹介等を行います。
- ・団体貸出の利用者登録の推進に努めます。
- ・子ども文庫への協力・支援に努めます。
- ・自動車文庫のステーションの整備、滞在時間の延長やステーションでの読み聞かせ会の実施に努めます。
- ・児童サービス専任の司書による読書相談やレファレンス体制を確立します。
- ・専門的知識を有する職員の養成等に努めます。

（４）障がいのある子どもへのサービス

- ・特殊学級や院内学級での読み聞かせや、児童図書の団体貸出を行います。
- ・盲学校、聾学校、養護学校、施設への出張読み聞かせや、団体貸出を行います。
- ・ボランティアグループや点字図書館など専門機関との一層の連携を進めます。
- ・さわる絵本や点字絵本、録音図書の充実に努めます。
- ・障がいのある子どもが利用しやすい機器の整備に努めます。
- ・障がいのある子どもの保護者に、読書の楽しさを紹介する機会を設けます。
- ・布の絵本や録音図書、点訳図書を作成するボランティアの養成やボランティアとの一層の協力・連携に努めます。
- ・障がいのある子どもが利用しやすい読書環境の整備に努めます。

２ 家庭・地域における読書活動の推進

〔現状〕 子どもの読書習慣を形成する上で、家庭の役割は重要です。家庭環境や保護者の意識によっても結果は大きく左右されます。今日、ライフスタイルの多様化、コンピュータゲームやさまざまな情報メディアの浸透、塾や習い事の増加など、子どもの生活環境が著しく変化するなかで、親子で本を読む機会が減り、子どもの読書離れが顕著になっています。子どもたちがより読書に親しむことができるように、家庭

や地域に向けての啓発活動や具体的な環境整備を進めていく必要があります。

〔充実に向けての取り組み〕

（１）家庭における取り組み

ア 家庭での読み聞かせや、親子で読書を楽しむ環境づくり

- ・母親にかぎらず父親や祖父母らも対象に、さまざまな機会をとらえて子どもの読書の大切さを伝え、読み聞かせを通じて子どもを本に親しませるよう働きかけます。
- ・大人が共に読書を楽しむ姿勢を見せることは、子どもが読書習慣を身につけるうえで効果的です。親子での読書を勧めるなど、読書環境についての啓発活動を行います。

イ 地域の活動への参加

- ・子どもがさまざまな本を手にとることができるように、図書館や図書館分室、児童館・児童センターの図書室などの利用を促します。また、読み聞かせの会などに積極的に参加するよう呼びかけます。
- ・保護者らを対象に、子どもの本についての知識を深めるための講演会や読み聞かせ講座などに積極的に参加するよう呼びかけます。

ウ 子どもの本についての情報の提供

- ・家庭で子どもの本を選ぶうえで参考になるように、ブックリストや、成長段階に応じた読書の情報などを収集し、提供します。
- ・図書館などのホームページや広報誌、パンフレット等を通じて、読書や読書関連事業に関する情報を提供します。

（２）地域における取り組み

ア 各施設の読書環境の整備

- ・保健所・児童館・児童センター・地域子育て支援センター等の図書コーナーの蔵書を図書館の団体貸出制度の利用等によって充実させ、子どもや親が読書に親しめる環境となるように整備します。

イ 各施設における読書活動推進事業等

- ・乳幼児とその親が集う施設において、図書館をはじめ各機関が絵本の読み聞かせや絵本の紹介を行います。また、子育て関連の講座においても、読書活動の推進に努めます。
- ・妊婦や各年齢層の子どもの保護者を対象に、読み聞かせ講座を行います。また、子どもの読書活動を支える大人の読書に対する意識を高めます。
- ・お年寄りと幼児、小学生、中高生、また、幼児と小学生、中高生の間ではなしや読み聞かせ等の読書活動を通して交流するというような、世代間の交流事業に取り組みます。
- ・各住民センター・児童館・児童センターなどの施設において、障がいのある子どもたちも参加できる催しを行うなかで、読書活動の推進に努めます。

ウ 読書の啓発活動

- ・公民館・保健所・児童館・児童センター・地域子育て支援センター等において、チラシやパンフレット・広報誌を活用した読書活動の推進に努めます。

3 幼稚園・保育園等における読書活動の推進

〔現状〕 幼稚園や保育園では、園児に絵本の楽しさを知ってもらい、絵本に興味を持ってもらうために、成長段階にあった絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。また、図書館の団体貸出し制度を利用している園もありますが、図書資料のより一層の充実が求められています。

〔充実に向けての取り組み〕

(1) 幼稚園・保育園の図書コーナーの充実

- ・施設環境に合わせた図書スペースを設け、子どもの成長段階にあった絵本・紙芝居等の充実を図ります。

(2) 園教諭・保育士の研修会等の参加

- ・各種の読み聞かせ研修会や講演会に積極的に参加し、幼稚園教諭や保育士のスキルアップに努めます。

(3) 保護者への啓発

- ・子ども達に絵本の楽しさを知ってもらうためには、家庭での働きかけが必要であることから、保護者を対象に読み聞かせ講座を開催します。
- ・図書を紹介したおたよりを作成し、保護者に配布します。
- ・ホームページを作成し、図書の紹介や読み聞かせの必要性を啓発します。

(4) 園児への読み聞かせの充実

- ・子どもの成長段階にあった絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、図書紹介も行います。

4 学校における読書活動の推進

〔現状〕 学校における読書活動は、児童生徒の知的活動を増進するとともに、人間形成や情操を養う上で重要であり、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して、多様に展開しています。具体的には、国語科において、学年の発達段階に応じて読書に親しむ態度を育てるとともに、学校図書館の利活用を通して、望ましい読書習慣の形成に努めております。また、総合的な学習の時間では、外国の文化や福祉の状況など様々な対象について調べる学習を通して、必要に応じて学校図書館を活用しています。学校における読書活動に不可欠な学校図書館は、児童生徒の豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を発揮するとともに、主体的、意欲的な学習活動を支援する学習・情報センターとしての機能を果たす場であります。

旭川市の小・中学校における学校図書館図書の整備状況は、文部科学省が示す図書標準に対する達成率（平成16年度末）が、小学校は約94.8%、中学校は約91.9%で、小・中あわせて約93.6%となっており、各学校においては計画的に図書の購入を行い、蔵書の充実を図っているところです。各学校においては、読書活動の充実のため、様々な工夫された取組が進められていますが、さらに、障がいのある子どもを含めた児童生徒全員が読書に親しむための快適な環境を整備していくことや、保護者懇談会等で読書活動の意義について話題にするなど、家庭や地域との連携を図っていくことが大切です。

〔充実に向けての取り組み〕

(1) 読書活動の環境整備・充実（小・中）

- ・学校図書館の図書資料の計画的な整備を図るとともに、児童生徒の多様な興味・関心に応える魅力ある図書資料の充実に努めます。
- ・学校図書館における蔵書の効果的な活用を図るため、蔵書情報のデータベース化や学校間の共同利用など、コンピュータを活用した学校図書館の情報化

を推進します。

- ・障がいのある児童生徒の読書活動を支援するため、図書資料の選定や読書指導等の工夫を図ります。
- ・学校内における児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館の施設や設備の整備など、読書に適した環境づくりに努めます。
- ・学校図書館の機能を十分に発揮し、児童生徒の読書活動のニーズに応えるため、専任の司書教諭、またボランティアを含めた学校図書館支援員等の配置に努めます。
- ・児童生徒の自主的な読書活動を推進するうえで中心的な役割を果たす司書教諭をはじめ、学校関係者の意識の高揚とスキルアップを図るため、読書指導や学校図書館の運営などに関する研修の充実に努めます。
- ・司書教諭がその役割を十分果たせるよう、教職員の協力体制の充実に努めます。

（２）児童生徒の読書習慣の確立（小・中）

- ・各教科、特別活動、総合的な学習の時間等における調べ学習や各学校の状況に応じた読書活動などを展開していくために、学校図書館の積極的な活用を進めます。
- ・各学校の学校図書館運営については、全教職員の共通理解のもと、図書資料の購入や児童生徒の利活用にかかわる年間計画作成に努めます。
- ・「朝の読書」や「読み聞かせ」など、児童生徒の読書意欲を高める取組を一層充実させるよう働きかけます。
- ・各学校における校内研修や研究会等を通じて、教職員の指導力の向上、学校図書館を活用した読書指導の充実に努めます。
- ・家庭・地域との連携を図りながら、児童生徒が日常生活における自主的な読書習慣を確立するよう促します。

第3章 関係機関との連携，協力

関係機関との交流を深め，連携・協力し，関連事業における読書活動を効果的に推進します。

1 図書館における関係機関との連携，協力

(1) 学校との連携，協力

- ・学校での読み聞かせやブックトークを実施します。
- ・学校へのボランティア派遣や情報提供の推進を図ります。
- ・インターネットによる資料の検索や相互貸借を実施します。
- ・学校図書館が購入する図書資料の選書に協力します。
- ・学校図書館担当教諭（司書教諭），関係職員との打合せ会議や合同研修会を実施します。
- ・高等学校図書委員との交流会等による連携を図ります。

(2) 家庭・地域との連携，協力

- ・家庭での読み聞かせや親子で読書を楽しむ重要性の啓発に努めます。
- ・図書館利用講座や案内ツアー等を実施し，図書館の効果的な利用の仕方を積極的にPRします。
- ・地域子育て支援事業に図書館司書を積極的に派遣します。
- ・乳幼児健康相談等の会場における読み聞かせや読書推進活動，図書館案内の実施に努めます。
- ・保健所，児童館・児童センター，地域子育て支援センター等への団体貸出を行い，図書コーナーの充実を図ります。
- ・妊婦向けの読み聞かせ講座や読書推進活動を実施し，子どもの読書活動を支える大人の意識を高めます。
- ・関係機関と協力して，読み聞かせ講座やボランティア養成講座を実施します。
- ・中学生・高校生・大学生のボランティアグループとの交流を進めます。
- ・育児サークルや読書ボランティア等，ボランティアグループの活動を支援し，情報を提供します。
- ・地域のお年寄りや中学生・高校生によるお話し会や読み聞かせ会を実施し，世代間の交流を図ります。
- ・読み聞かせや紙芝居，人形劇等の活動団体との交流，連携を進めます。
- ・読み聞かせ等のボランティアグループの研修や講習会を開催します。

(3) 幼稚園・保育園との連携，協力

- ・より多くの絵本にふれられるように、団体貸出による支援を行います。
- ・読み聞かせに適した絵本のリストの紹介等を行います。
- ・幼稚園教諭，保育士等を対象とした読み聞かせ講習会等を開催します。

2 幼稚園・保育園における関係機関との連携・協力

- ・図書館の団体貸出を利用し，園児たちがより多くの絵本とふれあえるよう努めます。
- ・図書館見学等を行い，図書館の利用方法の習得を説明してもらったり，自由に絵本にふれることで，図書館や読書が身近に感じられるよう配慮します。
- ・地域のボランティアの協力で読み聞かせ会や行事を実施します。

3 学校における関係機関との連携，協力

（１）図書館との連携・協力

- ・学校図書館で購入する図書資料の選定時や，司書教諭をはじめ学校関係者への研修の実施にあたっては，図書館との連携，協力を図ります。

（２）家庭・地域との連携・協力

- ・家庭・地域との連携を図りながら，児童生徒の主体的，意欲的な読書活動の充実に努めます。
- ・学校の読書活動にかかわるボランティアとの連携を図ります。

第4章 計画の効果的推進にむけて

1 啓発・広報事業の展開

(1) 図書館をはじめとして公共施設にパソコン端末を設置し、図書館の蔵書や読書に関する情報をインターネットで検索できるようにします。

(2) 図書館等のホームページや広報誌、パンフレットを活用した啓発活動を推進します。

- ・保護者に対して、子どもの読書活動の意義や保護者本人への読書に対する楽しみの啓発
- ・子どもの読書活動に関する情報の提供
- ・子ども向けイベントの案内
- ・子ども向け図書の紹介

(3) 図書館のホームページから、図書資料の予約や読書相談、レファレンス等の受付を行います。

(4) 各種図書のリストを作成し、配布します。

- ・絵本の紹介リスト
- ・読み聞かせに適した絵本の紹介
- ・小・中・高校生に適した図書リストの作成・配布

(5) 「子ども読書の日」、「読書週間」などの機会を捉えて、講演会や研修会を実施します。

2 読書に関わる関係職員の資質の向上

子どもの読書活動の推進を図るためには、子どもの本や読書案内に関する知識と技術を有する司書などの専門職員の配置や養成、そして知識の習得と熟練した経験が不可欠です。

(1) 職員の専門的な研修への参加や職場内で研修を行う体制を整え、活動の担い手を育成します。

(2) 専門職員が持続的かつ効果的に子どもの読書活動の推進に取り組めるよう、又、職員の養成等の環境作りを検討します。

3 読書活動推進体制の整備

(1)「旭川市子ども読書活動推進調整会議（仮称）」の設置

- ・子どもの読書活動の推進にむけて、図書館、家庭、地域、学校が連携・協力して進める必要があります。そのため、教育委員会、学校、図書館、市関係部局からなる「旭川市子ども読書活動推進調整会議（仮称）」を組織し、ボランティア団体との連携や協力の方策、関係者間の情報交換等、読書活動を円滑に進めます。

(2) 読書ボランティアの育成

- ・「読み聞かせボランティア養成講座」を実施してボランティアの養成に努め、ボランティア登録バンクを設置します。

4 財政上の措置

- (1) 本計画に掲げられた各種施策を実施するため、市をはじめとする関係機関や団体等の役割に応じて必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

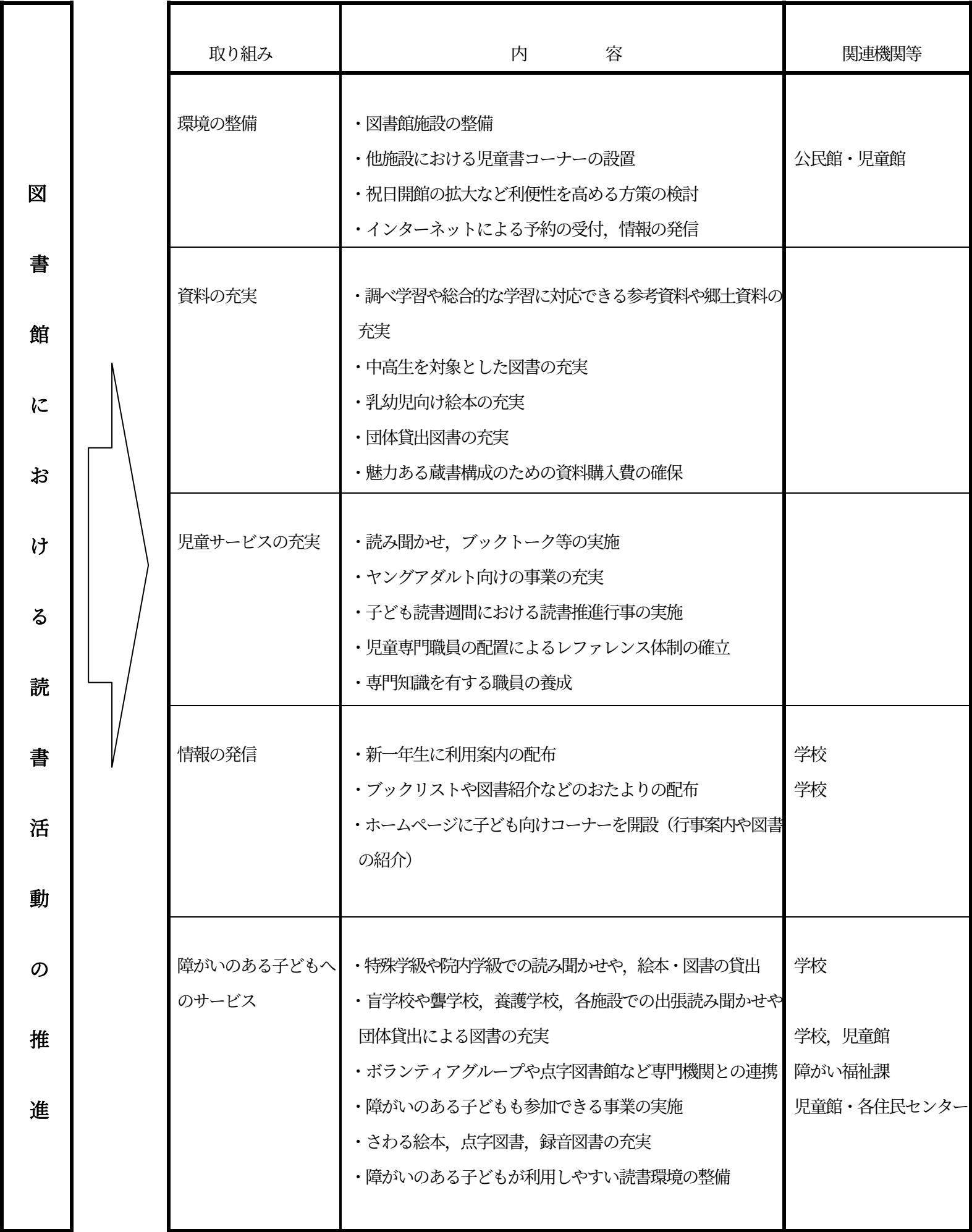
- (2) 本計画の推進のため、役割に応じた必要な財政上の措置を講じるよう、国・道へ働きかけます。

※ 読書活動推進計画策定に係る関係部局の組織を、計画策定後は「旭川市子ども読書活動推進調整会議（仮称）」の組織とする。

「旭川市子ども読書活動推進調整会議」の構成

生涯学習部	生涯学習課，青少年課，中央公民館，中央図書館
学校教育部	総務課，学務課，指導室
保健福祉部	児童家庭課，障害福祉課
保健所	保健指導課
企画財政部	企画課

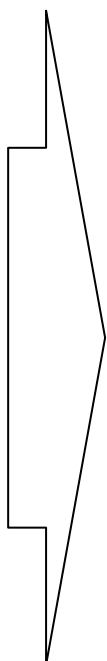
第5章 旭川市子ども読書活動推進計画 取組体系図



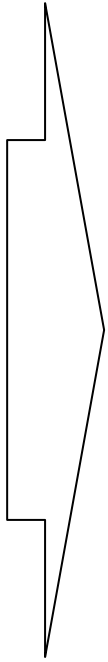
家庭・地域における読書活動の推進	家庭	取り組み	内 容	関連機関等
		環境の整備	・家庭での読み聞かせの実施 ・親子で読書を楽しむ時間の創出	図書館・公民館 図書館・公民館・児童館
		地域の活動への参加	・図書館・図書館分室、児童館・児童センターの図書室などを積極的に利用，また読書相談や読み聞かせなどの事業に参加 ・地域で行われる読み聞かせ講座や，講演会への参加	図書館・児童館 地域子育て支援センター・図書館・公民館・児童館
	地域	情報の入手	・市のホームページや広報誌，パンフレットを活用し，本や読書についての情報収集 ・図書館・保育園・幼稚園・学校などで配布されるブックリストの活用	児童館・保育園・幼稚園 公民館・青少年課・保健所
		環境の整備	・公民館・保健所・児童館・児童センター・地域子育て支援センター等における図書コーナーの充実	公民館・青少年課 保健所・児童館・地域子育て支援センター
		読書活動推進事業	・各施設における読み聞かせや絵本の紹介 ・妊婦や各年齢層の子どもの保護者を対象にした読み聞かせ講座 ・大人の読書に対する意識の高揚 ・読書活動をととして，世代間の交流を図る事業の実施 ・障がいのある子どもも参加できる事業の実施	図書館・児童館・公民館・保健所 図書館・公民館 図書館・公民館 図書館・公民館 図書館・児童館
		読書の啓発活動	・市で実施する事業やサービスについてのちらしやパンフレット，広報誌等の配布	生涯学習課・保健所・公民館・図書館・青少年課・児童家庭課

幼稚園・保育園における読書活動の推進		取り組み	内 容	関連機関等
		環境の整備	・施設環境に合わせた図書スペースの整備 ・成長段階に合わせた図書資料の充実	保育園・幼稚園 保育園・幼稚園・図書館
		人材の育成	・幼稚園教諭・保育士のスキルアップのための研修会の実施 ・読み聞かせ等に関する講演会，研修会への参加	保育園・幼稚園・図書館 保育園・幼稚園・図書館
		情報の提供	・保護者を対象にした講座の実施 ・絵本のリスト・おたより等の作成・配布	保育園・幼稚園・図書館 保育園・幼稚園・図書館
		読書活動の推進	・園児への読み聞かせ	保育園・幼稚園

学校における読書活動の推進



取り組み	内 容	関連機関等
環境の整備	・図書資料と出会う場の設定 ・読書に適した環境づくり ・専任の司書教諭, ボランティアを含めた学校図書館支援員等の配置 ・障がいのある子どもへの図書資料の選定や読書指導	
資料の充実	・図書資料の計画的な整備・充実 ・調べ学習や総合的な学習に対応できる資料の充実	
読書活動の推進	・「朝の読書」や「読み聞かせ」等の充実 ・読書活動にかかわる年間計画の作成 ・学校図書館を利用した授業の展開 ・図書館を利用した調べ学習の取組	図書館
情報化の推進	・蔵書のデータベース化 ・市内学校間の共同利用など学校図書館の情報化	図書館 図書館
指導力の向上	・学校関係者を対象とした研修会等の実施	

関係機関との連携・協力		内 容	連携機関等
関係機関との連携・協力 	図書館	・学校での読み聞かせやブックトークの実施 ・学校へのボランティアの派遣，情報提供 ・学校図書館が購入する図書資料の選書協力 ・学校図書館担当教諭・関係職員との打合せ会議や合同研修会の実施 ・高等学校図書委員との交流 ・乳幼児健康相談等の会場での読み聞かせや読書啓発活動，図書館案内の実施 ・保健所，児童館・児童センター，子育て支援センター等への団体貸出 ・妊婦向けの読み聞かせ講座や読書啓発活動 ・公民館での読み聞かせ講座を実施 ・ボランティア養成講座の実施 ・市民団体やボランティア団体への支援 ・読み聞かせや紙芝居，人形劇等の活動団体との交流 ・読み聞かせボランティアの研修や講習会の実施 ・幼稚園・保育園への団体貸出 ・幼稚園・保育園へ絵本リスト等の紹介 ・幼稚園教諭・保育士への読み聞かせ講習会の実施	学校 学校 学校 学校 学校 保健所 保健所・児童館 公民館 市民団体・ボランティア 市民団体・ボランティア 市民団体・ボランティア 市民団体・ボランティア 幼稚園・保育園 幼稚園・保育園 幼稚園・保育園
	地域	・図書館の団体貸出による図書コーナーの充実 ・読み聞かせ講座の実施 ・妊婦や子どもの保護者に対する講座の開催 ・地域のお年寄りや中高生による読み聞かせ会等の交流 ・育児サークルや育児関連のボランティア団体への情報提供や活動支援	図書館・児童館・公民館 公民館・児童館 公民館・図書館 青少年課
	幼稚園・保育園	・図書館の団体貸出利用による園文庫等の充実 ・図書館の見学や行事への参加 ・地域のボランティア等の読み聞かせ会の実施	図書館 図書館
	学校	・図書館との連携・協力による司書教諭や学校関係者の研修の実施 ・図書館と協力した資料選定 ・図書館司書による読み聞かせやブックトークの実施 ・学校の読書活動にかかわるボランティアとの連携 ・家庭や地域との連携による読書活動の充実	図書館 図書館 図書館 PTA PTA・公民館・図書館

【用語解説】

朝の読書	朝の読書活動。始業前に、児童生徒教職が全員で本を読む活動。 1988年千葉県の高校教諭林公（はやしひろし）が提唱し、実践したのが始まり。 旭川市では、各学校が、学校や児童生徒の実態に応じて、活動時間、活動内容、活動方法等を創意工夫して実施しています。
読書週間・子ども読書の日	ユネスコが制定した「世界本の日」であり、「子ども読書活動推進法」により「子ども読書の日」とされた4月23日から5月5日のこどもの日をはさんで12日までの3週間が子ども読書週間。読書推進運動協議会の主催で全国的に行われる年中行事。主要目的は、子どもの読書の重要性を訴え一般の関心を高めること。
子ども文庫・家庭文庫	個人が、子どものために家庭の一部を開放して児童図書を備え付け、近隣の子どもたちに貸し出す活動及び組織。
さわる絵本	視覚障がい児のために、布・ビニールや毛皮などの素材により、実物に似た形に切り抜いたものを貼り付け、触覚によって鑑賞させることを目的に作られた絵本。ボランティアが一冊ずつ手作りで、様々な工夫を凝らして作成している。
司書職制度	公共図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補の配置を義務づけ、そのために必要な諸条件を整備する制度。図書館における専門職制度。司書制度ともいう。
児童館・児童センター	地域社会における児童のレクリエーションセンターとして、児童に健全で楽しい遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにするために、児童福祉法に基づいて設置している児童厚生施設。
ストーリーテリング	物語を覚えて子どもたちに対して語ること。「おはなし」「素ばなし」ともいう。文字を十分に読めない子どもでも物語を楽しむことができるので、読書への導入手段としても用いられる。耳から聞くことばを通して物語のイメージを描くことに習熟することは、活字をイメージ化し、物語を楽しむ力を養う。さらに、ことばの美しさやリズムに敏感となり、豊富な語彙と豊かな表現力を体得させる。

総合的な学習の時間	各学校が、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行うものである。
相互貸借	図書館システム相互の間で資料の貸借を行うこと。図書館が利用者の求める資料を自館に所蔵しておらず、購入できなかったり、その図書館の収集方針に適さないときなどに、資料を他館から借り受けたり、資料の複製の提供を受けたりして利用者に提供すること。
団体貸出制度	図書館が地域や職場の団体やグループなどに、図書館資料をまとめて貸出しすること。
点字絵本・点訳絵本	市販されている絵本に、透明シートに点字で文章を打ち、それを絵本に貼り付けて作った図書。 絵本に点字の文章のついた図書もわずかなではあるが市販されている。
点字図書・点字本	点字によって書かれた本。点字は縦3点・横2点の6点の組み合わせを触覚によって読み取る文字。点字印刷機で印刷される印刷点字図書と、図書館やボランティアなどによる手書きの点字本・点訳図書がある。
読書週間	11月3日（文化の日）の前後2週間、10月27日から11月9日までをいい、読書の普及・推進と出版文化の向上を目標とする全国的行事。読書推進運動協議会が主催。
読書相談	図書館の利用者が、自ら読む図書の選択に迷っているとき、図書館員がその相談に応じること。図書館における読書相談は、常に図書館の資料提供（貸出し）の一環として行われる。
図書館システム	一つの自治体が設置する複数の図書館施設が、図書その他の資料の利用または情報の入手に関する住民の要求を満たすため有機的に結ばれた組織。旭川市においては、中央図書館、3地区館、10分室、2ヶ所の地域図書コーナー、2台の自動車文庫がシステムを構成している。
図書館資料	図書館が収集の対象とする資料。図書館法第3条第1項に「図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し」と述べている。

図書資料	図書，記録，視聴覚教育の資料等。
布の絵本	布などを使って制作された絵本。アップリケなどの手法を使い，絵画的表現や実物に似た立体表現を作り出す絵本。布を土台として，ひも，ボタン，スナップ，マジックテープ等，日常身近に使われる材料を使用して，結んだりほどいたり，留めたりはずしたり，はがしたりくっつけたりできるように工夫されている。
ブックトーク	グループを対象として数冊の本を紹介すること。特定のテーマに添って，本の簡単な内容や著者の略歴などを紹介する。読書の領域を拡大し，新しい分野に興味と関心を引き起こす読書への動機づけとして効果がある。児童を対象とする図書館業務として，本と子どもを結び付ける重要な仕事である。
B M（自動車文庫）	自動車に図書館資料を積み，利用者の近くへ出張してそこで貸出しを行う図書館をいう。機動力を生かし，遠隔地の住民へのサービスを担っている。 旭川では，現在2台の自動車文庫が，市内62のステーションで貸出を行っている。
読み聞かせ	本を見せながら読んで聞かせること。親が子に，あるいは図書館員や保育士，教師が子ども一人ひとりに，または，小グループに対して行う。読み聞かせは，その子どもの本来の能力を引き出し，将来とも本を友とする習慣づけをする第一歩として欠かせないものです。
ヤングアダルト	主に10代の読者あるいは利用者を，児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときに使う用語。
録音図書	墨字図書（点字図書である場合もある）をカセットテープによるアナログ形式，またはDAISY（デージー）等によるデジタル形式で音声化したもの。録音図書はそれに対応する原本が存在し，しかもそのほとんどを音声化したものを指し，市販の文芸朗読カセットやCDのように，独自の出版物として編集または縮訳したものや，原本の一部を音声化したものは含まない。主として視覚障がい者向けの図書資料であり，利用者の希

望図書や図書館で選択した図書を録音する。旭川市では、「音訳グループ旭川本の会」のボランティアにより制作されている。

レファレンス

参考業務のこと。図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料及び情報を求めた場合に図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結び付ける業務。

資料編

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律 (P26～P28)
2. 旭川市内読書活動団体リスト (P29)

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律 第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動

の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は、市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議(衆議院)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

旭川市内読書活動団体リスト

	団体名	団体分類	活動内容	人数	活動場所	依頼受入
1	おはなしトメの会	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	15	図書館	○
2	旭川文庫読書会連絡会	その他	読書活動の学習会	48		○
3	千代田おはなしの会	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	15	小学校	
4	北海道退職校長会旭川支部 図書館奉仕会	その他	新聞・図書資料整理	20	図書館	図のみ
5	メロディ	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	3	小学校	○
6	音訳グループ旭川本の会	その他	録音図書の製作 ほか	60	図書館	図のみ
7	やまのこ文庫	文庫	文庫活動	7	文庫	図のみ
8	あかいふうせん	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	6	図書館	○
9	高台小おはなし会	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	15	小学校	○
10	愛宕東小学校読み聞かせ会	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	8	小学校	
11	こもかい	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	18	小学校	○
12	絵本サークル 赤いてぶくろ	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	19	図書館	○
13	ひよこ読書会	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	5	小学校	
14	サークル ひまわり	読み聞かせ	紙芝居	2	図書館	
15	りんどう文庫	文庫	文庫活動	10	文庫	○
16	神楽岡子ども文庫	文庫	文庫活動	7	文庫	
17	みどり文庫	文庫	文庫活動	6	文庫	○
18	旭川絵本の会	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	15	図書館 小学校	○
19	おしゃべりの会	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	14	図書館	図のみ
20	旭川おはなしの会	読み聞かせ	ストーリーテリング	23	図書館 ほか	○
21	おはなしマルメロ会	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など		図書館	○
22	永山南小学校読み聞かせ会	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	23	小学校 図書館	○
23	コスモスG	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	20	幼稚園 児童館	○
24	どらねこ文庫	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	23	院内学級	○
25	緑が丘小学校読み聞かせ会	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	10	小学校	
26	絵本サークル ぼわぼわ	読み聞かせ	絵本の読み聞かせ など	23	図書館	○

※団体分類について

「文庫」＝主な活動として、市内で文庫を開いている団体。

「読み聞かせ」＝主な活動として、絵本の読み聞かせなどのボランティアを行っている団体。

※依頼受入について

「○」＝他の団体・施設から絵本の読み聞かせなどの活動依頼を、受入れることができる団体。

「図のみ」＝図書館からの活動依頼のみを、受入れることができる団体

問合せ先：旭川市中央図書館 (TEL 22-4174)

旭川市子ども読書活動推進計画

平成 17 年 10 月発行

発行 旭川市中央図書館

〒 070-0044 旭川市常磐公園

TEL 0166-22-4174

fax 0166-25-4793